

藤原兼輔伝考（三）

工藤，重矩
九州大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/12155>

出版情報：語文研究. 36, pp.20-31, 1974-02-28. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

藤原兼輔伝考 (三)

工藤重矩

一 生いたち 二 定方と兼輔 三 宮廷の兼輔 (以上30号)
四 兼輔の交遊 (33号)

五 桑子入内

延喜二十一年(九二二)年正月、兼輔は兄兼茂に先んじて参議に昇った。四五歳。この時の台閣構成は、左大臣を關き、右大臣藤原忠平、大納言同定方、同清貫、中納言同仲平、源當時、權中納言藤原保忠、参議同恒佐、同玄上、源悦、藤原邦基、同兼輔であり、参議は定員の八名に三名を欠いている。

以後の兼輔は、延喜二十一年二月左近權中將に任ぜられ(如元)二十二年正月には從四位上を叙せられ、延長二年近江守を兼ね、同五年正月に至り權中納言に昇ると共に從三位を叙せられてゐる。權中納言は五人を越えての事である。その故か兼官は無くなった。延長年間、醍醐天皇時代はこの官で過ぎる。

延長の八年間は總じて順調な年月であつたといえる。延喜二

十二年正月に弟兼輔に遅れて参議に昇つていた兼茂が、中風を発して三月七日卒した(公卿補任)。この異母兄は、参議以前は常に兼輔に先んじていたので、その死は利基家における兼輔の位置を更に高めたであろう。兼茂との交渉は、家集に餞の折の歌が一首あるだけで、詳らかでない。兼茂はどちらかといえば宇多法皇に近い人であり、兼輔は醍醐天皇に近い人であつた。

内に名実共に家長の位置についた兼輔は、外に天皇との姻戚關係を確保した。娘桑子が入内したのである。「一代要記」等に「更衣藤桑子 兼輔女」とある。桑子の母は前に述べたように、定方女であろう。「日本紀略」延喜二十一年五月二十三日条に、「女御□□卒 號楓御休息所」とあるのを、「椒庭譜略」は桑子に擬定し、是に拠つて、「大日本史料」は此の日に桑子關係資料を取めている。然し、第二章で述べた通り、桑子所生の章明親王は延長二年の誕生だから、楓御休息所は桑子ではないであろう。

桑子の入内は延喜二十一年から延長元年(九二三)の頃である(第二章参照)。その前後の政治社会的狀況を概観しておこう。入内

ということとは極めて政治的事件だからである。

延喜九年時平が薨じてより後は、左大臣は欠員のまま、延喜十三年右大臣に任じた忠平が、緩いながらも体制を掌握した。それ以前の右大臣は源光であった。普通なら、時平薨後、源光が左大臣に転じていた筈である。だが、延喜九年は、大納言を欠き、中納言に源湛、源昇の兄弟がおり、忠平は四月に権中納言に任じたばかりであった。源光が左大臣に転ずれば、右大臣は源湛か昇かであろう。源氏に左右大臣を独占させるわけにはゆかなかつたのである。忠平も三十歳であり、一躍大臣に昇るだけの機は熟していなかつた。源氏を抑えるには、おそらく宇多上皇の協力を求めたものと思う。上皇と忠平は姻戚関係にあり、かつて忠平は上皇の請で清経に参議を譲つたという貸しもある。

醍醐天皇と忠平とは直接の血縁姻戚関係は無いが、皇太子保明親王は穩子所生であり、また天皇の母后胤子にかえて温子を天皇の養母としていた(紀略)。光孝、宇多、醍醐と続いた非基経流の天皇が、保明親王の即位に依つて基経流に戻る筈であつた。その皇太子保明親王が延喜二十三年三月二十一日に薨じた。二十一歳である。菅家の靈魂の宿念の所為だと人々は噂した(紀略)。詔言閭巷に満ち、主上は恐懼され、臣下は驚動したと、噂を好む「扶桑略記」は記している。

問題は次の東宮に誰を立てるかである。当時、親王は、克明(母源封子)、代明(母藤連永女)、重明(母源昇女)、常明(母源和子)、式明(母同)、有明(母同)、時明(母源周子)、長明(母藤菅根女)の諸親王がいた。しかし、忠平にはいずれも皇太子とすることはできない。

一箇月を経て、四月二十九日、故保明親王の息慶頼王を東宮に立てた。時に三歳。

立太子に先立つて、二十日道真を右大臣に復し、正三位を追贈した。二十六日には女御穩子を中宮に冊立した。立後の日、宮の内の人々は先坊の事を、忌々しがつて口にせず、一人悲しんで泣く乳母子大輔を人前から隠してしまつたと、「大鏡」や「大和物語」は伝える。

閏四月十一日には「延長」と改元された。

七月二十四日、第十一皇子寛明が忠平の五条第で誕生した。母は穩子である。八月一日産養の夜、兼輔は他の藤原氏と共に、慶びに参候している(貞信公記)。

延長二年正月、忠平は左大臣に転じ、定方が右大臣に昇る。こうして一息ついた忠平を再び不測の事故が襲つた。延長三年六月十八日東宮慶頼王が薨じたのである。「貞信公記」に依れば、十六日頃から下痢を煩つていたという。急逝ではあつたが、今度は一昨年誕生した寛明がいたので、保明親王の時ほどうろたえることはなかつたであろう。その寛明は、延長三年八月二十九日着袴(貞信公記)、十一月十七日親王宣下、同日立太子(紀略)。時に三歳。

このように東宮が相次いで薨じた時期に、兼輔は娘を後宮に入れ、章明親王(親王直下は延長八年)が生れたのである。保明親王が薨じた時、既に桑子を入内させていたのであろう兼輔は何を感じたであろうか。慶頼王が薨じた時、章明を得ていた兼輔は何を想つたであろうか。

埴の中納言の君、十三のみこの母御息所を内に奉り給ひけ

るはじめに、帝はいかがおぼしめすらんなど、いとかしこく思ひなげき給ひけり。さて帝によりて奉り給ひける、

人の親の心はやみにあらねども子を思ふみちにまよ

ひぬるかな

先帝いとあはれにおぼしめしたりけり。御返事ありけれど人え知らず。

「大和物語」四五段に伝えられるこの話は、古来親の子を思ふ情を詠じて有名である。だが、当時の宮廷の情勢を考慮すれば、単なる子への愛情に依る心の乱れではなく、兼輔の脳裏を過つて心を迷わせたのは、権力の座に在る自分の姿であり、玉座にある章明の幻影ではなかつたらうか。周知の如く、天皇との血縁・姻戚によつて地位は保障され、外戚関係によつて摂関体制は支えられる。それ故に、基経流の期待を一身に担つて誕生した寛明親王は、道真の怨霊を恐れて、昼夜燈をともした御帳の中で育てられたのである（大鏡）。忠平の恐れは、兼輔にとつては期待であつた筈である。

兼輔は延長五年五人を超えて権中納言に昇っている。これは章明の誕生に拠る所が大きかつたであらう。そして、娘能子に親王が無く、確立してゆく忠平体制の中で、次第に足許を削られてゆく不安を感じていたであらう。定方の引き立てにも拠つてゐるであらうが、定方としても、桑子が定方女所生であつてみれば、章明の後見としても、兼輔を引き立てておく必要があつたのであらう。勿論、東宮を忠平と正面切つて争えば、定方・兼輔側には勝ち目はない。それなら、忠平を刺激しない程度に打てるだけの手は打つて、あとは保明親王や慶頼王のように薨

去して、自然章明に廻つてくる僥倖を、定方や兼輔は期待したであらう。穩子を除けば、他に有力な藤原氏の女御はいなかつたのである。

六 「人の親の」の和歌について

前章に引いた「大和物語」の和歌には、その詠歌事情に異伝がある。「後撰集」雑二二〇三がそれで、おそらく此の方が詠歌事情を正しく伝えていると思われる。その詞書は、

天福本

承保三年奥書本

太政大臣の左大将にてすまひのか

太政大臣左大将にてすまひのかへ

へりあるし、待ける日、中将にて

りあるし、はへりける日、あるし

まかりて、ことをはりて、これか

のことはりて、これかかたこれまかり

れまかりあかれけるに、やむこと

わかれけるに、あるしもまらうと

なき人三人許と、めで、まらうと

もことものこゑをまひのついでに

とあるしさけあまた、ひのち、

のたまひければ

まひのりてことものうへなと申

中将兼輔朝臣

しけるついでに 兼輔朝臣

「後撰集」註1のうち、二荒山本、片仮名本には該歌の部分は無く、堀河本は承保三年奥書本にほぼ同じ（校異参照）。定家本系は天福本にほぼ同じ。

「兼輔集」では、西本願寺本・類従本・歌仙家集本が、「このかなしきなど人のいふところにて」（西本）という詞書を持ち、前引の歌の他に「子のためにこのす命をすくしし」（註2）なにおいてさきだつこひかくひくるべく」が並記されている。桂宮本は二首は別々の

箇所であり、「人の親の」の詞書は「大和物語」を要約した如くである。

さて、天福本と承保三年奥書本(以下承保本と略称)との詞書を比較してみると、天福本の方が独自のことが多く、具体的であるが、両者の言うところは同じでない。天福本では、相撲の還饗が終つて後、やんごとなき客の二三人が居残つて更に酒を飲んだ、その席で酔に乗つて子供のことを話した、そのついでに詠んだ歌といい、承保本では、還饗が終つて、皆が別れる時に、主人も客人も子供の声を酔つたついでにおっしやられたので詠んだ歌だといふ。

「子供のうへなど申しけるついでに」(天福本とあるの)に対して「子供のこゑをゑいのついでにのたまひければ」(承保本)とある。天福本では兼輔が自分の子のうへを申したのであり、承保本では主人或いは客が子供の声をまねてのたまうたのである。たとえ敬語に拘らなくとも、単なる「うへ」と「こゑ」の誤写ではないだろう。

伝本の性格を見ておかなければならない。

片桐洋一氏によれば、「定家本」と言い、異本系と言ひ、おおむねは校訂本であつて、定家本系がより清書本的であり、異本系がより草稿本的事であることは明確すぎるほど明確であるが、だからといつて決して清書本そのままでもなく草稿本そのものでもない。……とはいふものの、以上の考察から、後撰集成立の背景やら素材やら成立の過程やらを考究するためには異本系がより適当であると言われ、また問題の歌の詞書についても作者名表記の仕方に関連して、「承保三年本では「中将兼輔朝

臣」と、兼輔の最高官位ではなくてその歌がよまれた時点で記されている例なども、原資料の詞書がそのまま作者名表記に移行したと考へてのみ説明がつくのである」とも言われている。承保三年奥書本の「後撰集」の成立問題に於ける重要性は大方の認める所である。その点からも「人の親の」の歌の詠歌事情を考へる場合には、承保三年本・堀河本の詞書が重要になるのである。そこで、承保三年本に拠つて詠歌の場を復元してみようと思ふ。

和歌だけみれば、子を思ふ故に理性を曇らせてしまふ親心を詠んだものと解しうる。だが、「人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな」を詠歌の場に引き戻してみると別の面が見えてくる。

夜はすでに更けてしまつて居る。燭台の光が暗い部屋を照らしている。還饗につづいて居残つていた客が帰ろうとする。やむごとなき客というから垣下の親王たちであろう。酒に酔つた忠平や客たちがおぼつかない足どりで部屋から出ようとして、子供の話の名残りであろう、忠平や客は我が兒の幼い声をまねて挨拶を交す。皆が興がつて笑う。——さて兼輔の出番である。

「大将殿の御様子はこのようでございます。ひとの親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな——」

闇にあらねどもとは、燭台の光を言ひ、そしてまた聡賢であることを匂はせて軽い追従でもあろう。まどいぬるとは、闇だから道に惑うのだが、酔つて足許のおぼつかない様を現わすものであろう。「大和物語」では「まよひぬるかな」とあるが、これだと、實際忠平たちが間違つた廊下を通ろうとしたのかも

しれない。「まどふ」でも同じだが。

この歌はフラフラしながら子供の声色を使う忠平たちをひやかした誹諧歌として詠まれたものであろう。ことばから受ける深刻な印象と実際の忠平たちの姿との落差からくるおかしみはその場の人には喜ばれたものと思う。

たとえ定家本に依つても、あるいは承保三年本でも別れる時でなく酒席でのことだとしても、忠平らやんごとなき人が居る席で、しかも酔席でのことであつてみれば、自分の子供達に対する懐いの直接の吐露であると考えれば、その席の雰囲気をとらえての詠と考えるべきであらう。もちろん、兼輔に子への愛故に感う事が無かつたというのではない。ただこの歌が、兼輔個人の真情の吐露として詠まれたのではないであらう、少くとも先に述べたような事情を考える余地があると、言いたかつたのである。

「大和物語」では前述の如く、帝に奉つた歌とするが、これが正しいのか、あるいは前であり後であるのか、確かにはできない。歴史的事実に於る信憑性ということでは、五十歩百歩だが、「後撰集」の方が五十歩は勝るであらう。同じ歌を二度使用したとしても、帝に奉つた歌を忠平邸で再び使用することはないであらう。二度用いたとすれば、忠平邸での詠が先であると思われる。従つて、前章で「大和物語」を引いて、桑子入内の頃の兼輔の心境に言い及んだが、それは便宜的に使用したのであつて、必ずしも「大和物語」に拘るものではないことを申し添えておかねばならない。たとえ「大和物語」の記事は無くとも、兼輔の章明に対する期待は想像しうるのである。

一つの和歌の詠歌事情にかくも拘わるのは、この和歌が兼輔の代表歌（確かにそうである）として扱われており、しかもこの歌に依つて人情味豊かな兼輔像が描かれているからである。この歌は「源氏物語」に何度も引かれ、それが親の愛情を叙る場面に用いられている故に、一層印象的であるが、たとえ紫式部がどのように解釈しようとも、それは兼輔の関り知らぬ事である。兼輔について述べる時には紫式部や「源氏物語」を引きあいに出すべきではないと考える。和歌による、それも詠歌事情の曖昧な歌による記述がいかに危ういものか、心しておかなければならぬことであらう。あえて奇矯な解釈を示したのはその為である。

七 醍醐天皇崩御

延長時代に比べて、天皇の崩ずる延長八年から兼輔の薨ずる承平三年までの数年は、兼輔にとつて愉快な歲月ではなかつたであらう。政治社会的地位は不安であり、死の影は周囲を押し包んでいた。

延長八年二月二十八日、敦慶親王が薨じた（第四章）。

故親王の一周忌も果てぬ九月二十九日、醍醐天皇が崩御された。「日本紀略」「扶桑略記」「吏部王記」等に拠りその経過を見よう。

その年延長八年は昨年に続いて春から疫病が流行し、六月には雨降らず、人々は苦しんでいた。六月二十六日、請雨の事を議していた清涼殿を突然雷雨が襲い、雷は清涼殿を損ち、藤原清貫・平希世等を殺傷した。この因縁めいた惨事に天皇は不豫

となり、悪霊を拭う為に天台座主尊意を殿上に候せしめた。七月十五日に至り天皇は咳病を併発された。八月二十五日定方は天台山に金剛般若経を誦誦せしめて病の平癒を祈念したが、快方には向わなかった。九月二十二日遂に皇位を退き、八歳の寛明太子に譲位した。

天皇の伯父であることよって右大臣まで昇りえた定方にとつて、退位は朝廷に於る立場を実質的には失うことであつた。暗澹たる思いの中で、定方は兼輔に詠み贈る。

先帝おりゐさせたまへるに、三条の大臣、
かはりなむよには如何でかすまふべき

おもひやれどもゆかぬこゝろを

定方の悲嘆に対し、定方との縁故によつて中納言に昇つた兼輔はまた為す術もなく、病床の醍醐上皇の御命の少しでも永く保つことを願うばかりである。そうすれば、菊の花が一度移ろつて再び時に合う如くに——と、定方への返しに言う、

あきふかきいろかはるともさくのはな

きみがよはひのちよしとまらば

(兼輔集一一二)

九月二十七日、麗景殿に移つていた上皇は朱雀院に遷ろうとして堪え得ず、右大将定方の曹司に仮遷した。二十八日、病は危篤状態に陥り、上皇は皇子章明・靖子・英子を親王に為す旨を下した。丑刻病大漸、定方は詔を奉り藏人所をして七箇寺に諷誦せしめた。巳刻、三帰戒を受ける由を宇多法皇に奉申、日晩れて法皇臨御、暁に受戒、二十九日午四刻、崩御。

醍醐天皇が退位した時、變つてしまふであらう世に（「かはりなむよ」は御代が替ること、世情が變ることと共に現わすのであらう）どうして住む事

ができようかと嘆き悲しんだ定方にも、思ひを遣らうとする氣持だけは残つていた。しかし、上皇の崩せられたいま、全ての希望は絶えた。

かくてみかど九月廿九日かくれさせ給ひけるをなげき
て、中納言兼輔のもとにいひつかはし給へる

人のよのおもひにかなふものならば

わがみはきみにをくれましやは

(三条右大臣集)

章明に親王の宣下のあつた事が僅かに慰めであつたらうか。しかし、兼輔が詔を伝えたという貫之の「新撰和歌」撰進のことは無益になつてしまつた。若し醍醐天皇が位に在つて、無事貫之が奉進しえていたならば、撰進の発意が天皇に在つたにせよ兼輔・貫之の側に在つたにせよ、兼輔は是を自分に有利なよに用いたであらう。利用しえた故に貫之にも何らかの援助をしたかも知れない。しかし、上皇の崩ずる前後、兼輔には土佐の貫之を思ふ余裕はなかつたであらう。そのことは誰よりも貫之が知つていた筈である。兼輔は定方の庇護の許にあり、定方は天皇の伯父である故に、貫之は兼輔に近付いたに違いないからである。

十月十日、上皇は宇治山科の山陵に葬られた。定方は朱雀新帝と共に御輿に従つた。この葬送の事の奉行は定方であつたと「吏部王記」からは察せられる。山科に埋葬して後のことであらう、定方は兼輔に歌を送つている。

はかなくてよにふるよりは山しなの

宮の草木とならましものを

定方が宮の草木となつてしまふなら、一体兼輔はどうしたらよ

いというのか、定方の後楯によつて生きて来たのに——と兼輔は言う。

やましなのみやのくさきときみならば

われもしづくにぬるばかりなり

(兼輔集二七・二一八)

年明けて正月一日、定方は何度目かの歌を兼輔に送る。

いたづらにけふやくれなばあたらしき

としのはじめはむかしながらに

返し

なくなみだふりにしとこのころもは

あらたまれどもかはらざりけり

(兼輔集二四・二一五)

常の如く春は来、春は逝こうとする。皇々として過して来たが、氣付いてみれば既に三月も晦日であつた。

三月さくら

三条大臣

さくらちるはるのくれにはなりにけり

あやめもしらぬながめせしまに

返し

はるふかくちりかふはなをかずにして

とりあへぬものはなみだなりけり

(兼輔集二九・二二〇)

「兼輔集」「三条右大臣集」「後撰集」に残るこれらの贈答歌は、支えを失つた定方・兼輔の悲嘆をよく伝えている。おそらく定方の方が悲しみはより深かつたであろうことは、その歌い振りからも感じとれるが、常に定方から兼輔にまず歌が贈られるという贈答の順にもそれは顕われている。

初めの頃は、定方の歌に密着して定方の氣持を慰め引き立たせようとする歌い振りが、兼輔の歌にはある。それが後二首、

「なく涙」「春深く」には共に涙の乾かないことを詠んでいるが、定方の贈歌への対応度は薄い。もともと定方の歌は具体的な返事を期待してというよりは一方的な悲しみの表白に近い。それでも自分の悲しみを分かちあえるのは兼輔だと思つていたのであろう。しかし、半年の月日は二人の心をそれぞれの思いに沈めていったようである。

その定方も承平二年八月四日薨去した。五八歳。心弱りが死を早めたのであろう。若い頃の遊獵での殺生の報を恐れ、写経せんとして逃げず、臨終の床にあつてその宿願を後人に託して死んだ(勅修寺文書)。歌反古が残らなかつたのか、詠まなかつたのか、兼輔の定方薨去に関わる和歌はない。

八 忠平摂政

醍醐天皇は退位に臨んで、忠平に幼主を保輔して政事を摂行すべき旨の詔を發した(紀略)。詔は無くとも、いづれそうなつていたのであろう。朱雀新帝は八歳であつた。

醍醐天皇の退位と崩御が突然の事であつたので、人々の動揺は大きかつたのであろう。新朝廷への思惑もあつたか、大事たる山陵埋葬の事に欠礼が相次いだ。重明親王の「吏部王記」延長八年十月十一日条(西宮記引)にその有様が記されている。

右衛門尉阿刀常基復土、先例用_レ納言以上。而山作所行事中納言兼輔・治部卿當幹辞_レ病。中宮大夫伊望・彈正大弼公頼可_レ奉仕。而不_レ申故障。竊逃。故常基奉仕。凡山陵事多_レ闕禮。

初穿_レ陵地。事先例用_レ四位。而大夫不_レ奉仕。令_レ役夫_レ奉仕。開闔御城_レ事。用_レ木工頭。而辞_レ病。故助常生奉_レ仕之。……

右中将英明持「幡端」先例孝子執^レ之。而行事所不^レ令^レ告知。故失之。

山作所行事の兼輔が当日居なかつたのである。病というが、當幹、伊望、公頼等も「辞病」「竊逃」とあるからには、兼輔も実際に病氣であつたかどうかは疑わしい。何故にかくも欠礼が重なつたのか、正確には判らないが、おそらく忠平とは血縁も姻戚関係もなかつた故上皇のこと故に、礼を欠いても憚る必要がないと思われたのだろう。山陵の事に関する記事には「左大臣」の文字は見えない。

醍醐先帝の一周忌を修すべく醍醐寺の修築にかかつたが、工事は資材不足でなかなか進捗しなかつた。材木等を採進すべき由の官符を諸国に下したが、承平元年六月末（延長九年四月改元）に至つても形勢は未だ一定せず、延滞甚しく、諸国は皆不堪を称え、材木を採進しなかつたという（醍醐寺雜事記）。当時確かに諸国は疲弊してはいた。だが朝廷がその気になれば、一寺の修築の材木の調達に手間どるはずはない。忠平の意が先帝にあれば受領は競つて材木を採進したであらう。ここにも新朝廷が先帝のことに熱心ではなかつたと察せられる。定方が予感したとおりに世は變つてしまつたのである。

前章に見た如く、兼輔は定方に応えて悲しみの歌を詠んでゐる。その悲しみは悲しみとして、現実にはまた現実的に対処しなければならぬ。定方が茫然自失し、権力が忠平に集中してしまつた以上、もはや定方のみを頼つてはられない。天皇崩御の頃に定方を励ますような歌い振りであつたのは、定方の動向が直接に兼輔に影響するからであり、年を越えての歌がもは

や定方の立ち直りを期待しなくなつてゐるのは、定方による政治的社会的庇護を實質的に断念したからであらう。もちろん先の贈答歌にはたしかに悲哀の感情もある。定方がその権威の支えである天皇を失つたからといつて、兼輔と定方との関係が、突然消失したというのでもない。二重三重の姻戚関係で結ばれてもおり、親交は続く。だが、政治社会的な面での庇護という点では、兼輔は定方を見限り、定方ももはや無力なことを自覚したものと思われる。

延長八年十二月兼輔は右衛門督を兼任した。中納言になつて以来初めての兼官である。そしてこの頃から忠平に接近していったらしく、「貞信公記」に兼輔の名が急に多く見えるようになる。延長五年中納言になつてより、記録類に兼輔の名は見えなかつた。その前後には散見するから、偶然ではなく、意味のある空白であらう。醍醐天皇在位中は、章明の祖父である兼輔は忠平にとって決して快い存在ではなかつたであらう。保明親王、慶頼王と東宮を失つてゐる忠平には定方の曾孫でもある章明は疎ましかつたにちがいない。それ故、天皇存命中は兼輔に実力を与えてはならなかつたのであらう。中納言としての職務もほとんど藤原恒佐が行つてゐる。天皇が崩じて定方と兼輔が無力になつた時、兼輔は初めて右衛門督を兼ねたのである。それは忠平と兼輔の隠微な葛藤の終りでもあつたろう。

既に忠平独裁体制が確立し、自分は権力の中核から脱落してしまつた以上、次ぎには子息達の将来を心配しておかねばならない。頼る相手は定方ではなく、忠平である。

承平二年七月二十五日、定方を介して、兼輔は子供達の名簿

を忠平に遣した。

右丞相使^(皇弟)右金吾息子等名簿

と忠平は「貞信公記」に記している。定方の死ぬ旬日前のことである。定方にしてみれば孫達への心尽しでもあったろう。嘗ては躬恒が貫之を介して兼輔の許に名簿を差し出したものであった。勤修寺家の繁栄が醍醐天皇の存在によつてのみ在りえたのであり、兼輔の栄進は定方との結びつきに依つて果しえたのであつてみれば、それはやむをえぬ成行であらう。

九 母の死

事は前後するが、兼輔の母親の死について述べる。

みかどの御ぶくにおやのをかさねてして、貫之がきたりけるによみてやりける、

ひとへだにきるはわびしきふちごろも

(兼輔集二二)

かさなる秋をおもひやらなん

ところが、この歌は「貫之集」にもあつて、

延長八年九月、京極の中納言諒闇のあひだに母の服にて

ひとへだに

とよみて、土佐の国にあるあひだに送られたる返し

藤衣かさぬる思ひ思ひやる心は今日もやすまざりけり

とあり、更に西脇家蔵切では、

かの中納言の御女の御息所

一つだに

とて土佐にたまへる御返りごとに

藤衣

とあつて、三者詞書が異っている。兼輔がわざわざ土佐まで歌を送つたとは考え難く、貫之が上京して兼輔邸を訪れた折の事であらう。「貫之集」で「土佐の国にあるあひだに」というのは、土佐守在任中にと解しうるであらう。仮に土佐まで送つたとしても、必ずや初めに貫之からの便があつての事であらう。西脇家蔵切は桑子の詠というが、何故桑子が貫之に土佐まで歌を送るか理由が分らない。

さて、帝の御服は延長八年九月二十九日から翌年承平元年九月までである。「帝の御服に親のを重ねてして」「諒闇の間に母の服にて」という言い方は、諒闇の方が前に始まつたと考えられる。また「兼輔集」(五三)には「はづきはかりに親のおもひにて」という詞書を持つ歌がある。この八月を延長八年とする、九月の天皇崩御以前となり、しかも十月の山陵埋葬では山作所行事を勤めており、何より和歌で「かさなる秋」というには崩御が九月二十九日だから贈答の時間的余裕がなく、八月は承平元年(延長九年)の八月であらう。

母の喪に服する為に、兼輔は官を辞している。「西宮記」公卿者座事^(一)に言う。

承平元年九月十六日庚子、中納言兼輔参^(二)左仗、復任之後未^(三)著座。

復任とあるからには一度の辞官があつたのである。この点から八月が延長八年でないことは明らかである。親の喪は令の規定では十二月だが、「西宮記」復任事などに拠れば、四十九日を過ぎればおおかたは復任したようであり、四十九日に満たぬ内に復任する例もある。兼輔が四十九日を過したとすれば、九

月上旬に復任したとして、喪に入るのは七月である。管見によれば、五月二十九日直物を奉行して(貞信公記)より以後、右の九月十六日の記事まで記録類にその名を見ない。従つて六月に辞官の可能性もあるが、「はづきばかりに」というのを重視すれば、六月では中途半端な永きになる。

以上要するに、母親の死は承平元年七月頃で、兼輔はおそらく四十九日を過ぎた九月上旬に復任したのであらう。

服喪中は人との交渉も稀であつたようだが、家集にはなお二三の頃の贈答歌が伝えられている。

おもひにはべしを、しばくとぶらひはべし人に、かく
さふなんなくさむこ、ちする、といひやりたりしかば、
とふ人の

とふごとになぐさのはまのなぐさまは

浪のよるひるあらじとぞ思ふ

かへし

白波のよるくごとになぐさまは

袖のひるまは我もしりなん

(兼輔集五四・五五)

詞書「かくさふ」は歌からして「かくとふ」ではないかと思
うが、「かくとふ」なんなくさむこ、ちする」ということは、
母を失つた兼輔の寂しさを窺わせる。相手は兼輔或いは母伴氏
の血縁の者であらうか。

他にも山寺に籠つたという詞書の歌もあるが、同じ歌が「古今集」(八四)に似た事情の詞書で読人しらずで採られており、家集(類従本一〇〇)に伝える和歌詞書が事実兼輔に関るものかどうかは不明である。

四十九日が過ぎて喪服を脱いだ。それを聞いてある人が言つて来た。

いまはとておしきながらもふぢごろも
ぬぎすて、けることのわびしき

その返しに兼輔は、「古今集」哀傷(四二)忠岑が父のおもひの時詠んだという「藤衣はつる糸はわび人の涙の玉の緒とぞなける」を踏まえて、詠う、

ふぢごろもうきをかぎりにはつれつ、

なみだのたまをぬくぞかなしき (兼輔集一〇八・一〇九)

醍醐天皇を失い、今また母親を失つた兼輔は廓然たる思いの中に再び朝廷に出仕することになる。

一〇 死

承平二年十二月二十五日、荷前山階山陵使を命ぜられていた兼輔は、病を發して陵には赴かず、粟田山口の自邸へ帰つた(貞信公記)。

年明けて承平三年二月十八日、兼輔は死んだ。五十七歳。中納言従三位兼行右衛門督。世に「堤の中納言」と称されたことが「尊卑分脈」等に見え、早くは「大和物語」に見える。「二中歴」は「名臣歴」「歌人歴」にその名を取めている。

一一 結び

後世の兼輔への関心はとりわけて高いとは言えないが、三十六歌仙の一人に撰ばれ、紫式部の曾祖父ということもあつて、名は広く知られている。

紫式部の曾祖父であつたということは、有形無形の偏向を兼輔のイメージに与えている。兼輔が紫式部に影響を与えたとしても、その逆は有りえないにもかかわらず、「紫式部の曾祖父としてふさわしいことには」といった言い方が、言葉の綾である以上に意味を持たされていたようである。

おそらくはその流れの上にあつたのであろう、「聖徳太子伝曆」の作者は兼輔であるとする説が通説となつていた。だが、この藤原猶雪博士の説は、最近阿部隆一氏（註7）によつて訂正されている。「兼輔を撰者とする説は否定すべき証拠もない代りに、肯定すべき積極的証左もないのである。それならば、古来の他の諸本に列挙されている平基親以下の各仮説候補者も悉く否定し去るべき証拠を有さぬ限り一様に撰者たり得る資格がある筈である。しかるに慎重な批判検討なしに兼輔のみを無条件に撰者と断定し去るのは甚だ片手落の処置で、早計と評する外ない。兼輔を撰者候補の一人として挙げるに止るのはよいが、断定するのは現段階では武断である」という氏の論に従うべきであらう。編者ということでは他にも「三条右大臣集」の編者であるという久保木哲夫氏の説がある。三条右大臣とは定方である。二人の関係からすれば、いかにもありそうなことであるが、根拠薄弱であり、にわかには賛成しかねる。

また「歌学大系」第四巻に収められる「玉伝集和歌最頂」はその言う所に依れば、業平の作で伊勢太神宮に奉獻されていたものを、延喜三年八月兼輔が勅使として来た時に賜つて帝に奉つたものだというが、信ずべき書ではないようである。

兼輔像の偏向を一方で支えたのが和歌である。

和歌の中では「大和物語」と「後撰集」とが大きく作用している。「大和物語」は兼輔を歌の「上手」と評している（三五段）。それは当時の基準では過大評価という訣ではない。だが、和歌を詠歌の場から切り離すことで、詠者のそれとは別の感情を附与させている事がある。第三章で触れた「白雲の」の歌、第六章の「人の親の」などはその例である。それは常に感傷に傾斜している。

「後撰集」では恋愛歌と共に哀傷歌が多く採られている。妻を始め敦慶親王・醍醐天皇などへの哀傷は兼輔の性格の傷みやすいものであつたことを印象付けているし、天皇や定方との交渉は、兼輔が上流貴族であつたことを強調している。

以上の如き性質は確かに兼輔の一面を示している。とはいへやはりそれは一面でしかないであらう。天皇との関り方にしても年と共に変化しているのであつて、桑子が入内してからとそれ以前とは異なるであらう。兼輔に限らず誰でも、若い頃と老いてからとは交遊の相手・性格、物の考え方などに変化があるのであつて、その事は常に留意しておかねばなるまい。いわゆる「小世界」の説の欠点の一つに、この時間的なものへの配慮の不足を挙げることができよう。

兼輔も晩年にはたとえ日常生活で功利的処世をとつていたにしても、明らかに若い頃には無かつた悲哀の情がその和歌には流れている。相次ぐ周囲の死、既に先のない官位、忠平を中心に動いてゆく宮廷の中で、兼輔は憂鬱な表情をしていたであらう。そのような兼輔の姿が、遡つて若い頃の和歌をも、詠まれた場から離して抒情化していったとしても不思議なことではな

い。だが、それはもはや兼輔自身の問題ではない。
この稿は兼輔の伝記を作ることを目的とした。それ故に歌人
という側面はあまり重視していかない。文学史の中に据えるには
かなりの補筆が必要であろうと思う。

(完)

註

- 1 承保本は「後撰和歌集校本と研究」(小松茂美)、他は「後撰和歌集総索引」(大阪女子大編)所収本文
- 2 忠平の左大将、兼輔の左中将が重なるのは、延喜十九年から延長四年まで。「紀略」によれば、延喜十九・二十一・二十二・延長二・三・四年に相撲節会あり、「貞信公記」では延喜十九年八月八日、延長二年八月十四日、同四年八月九日に還饗の記事がある。
- 3 「後撰和歌集の伝本」(女子大文学 国文篇 17号)
- 4 奥村恒哉「古今集後撰集の諸問題」 杉谷寿郎「後撰和歌集諸本の研究」など
- 5 撰集の事情については、樋口芳麻呂「新撰和歌の成立」(国語と国文学 昭和42年10月号)、村瀬敏夫「新撰和歌の召命」(古今和歌集の基盤と周辺 第八章第五節) 参照
- 6 承平元年九月二十日行われ、兼輔も参会したが、定方と二人のみ堂に入らなかつたという(醍醐寺雜事記)。
- 7 「聖徳太子伝暦の研究」(「仏教文化大講座」昭和9年)
- 8 「室町以前成立聖徳太子伝記類書誌」(「聖徳太子論集」平楽寺書店 昭和46年11月)
- 9 「三条右大臣集の成立と境中納言兼輔」(言語と文芸 昭和39・1)

受贈図書 48年7月〜12月

詩と土着

平家物語総索引

八月の雲の下

寛政期諸国俳人書簡集(義仲寺叢書 第3輯)

大内初夫・田中道雄・石川八朗

万葉集真解(東歌・防人歌 全)

聚分韻略の研究 付古本四種影印 慶長版総索引

高橋公磨
奥村三雄

境 忠一

笠 栄治

青山光雄